

平成 23 年 3 月 30 日、全剣連通知により、下のようにより一部改正する。

## 島根県剣道連盟称号段級位審査規定平成 19 年 6 月 24 日改正（理事会）

### 第 1 章 総 則

第 1 条 島根県剣道連盟の段級位審査および称号・段位の授与申請は、本規定による。

第 2 条 本規定に定める以外は、すべて全剣連の称号・段位審査規則・同細則による。

### 第 2 章 段 級 位

第 3 条 本連盟で審査できる段位は、初段から五段までとする。ただし、地区連盟においては三段までとする。

**第 4 条 高校生の三段並びに一般の四・五段は全県統一審査とする。その運営に関しては別に定める。**

第 5 条 初段に達せない者に対しては級位を設ける。級位は八級より一級までとする。

第 6 条 一級を受有しない者は初段受審の資格がない。

### 第 3 章 審 査 会

第 7 条 段位の審査は、段位審査会で行い、その合格者に対しては、全剣連会長に証書交付の申請をする。

第 8 条 級位の審査は、級位審査会で行い、その合格者に対しては、県剣連会長より証書を交付する。

第 9 条 級位審査会の運営は、各地区剣連会長に委任する。

第 11 条 段位審査会の審査方法は別に定める

第 12 条 審査ならびに登録の諸手数料は別に定める。

## 島根県剣道連盟称号段級位審査規定細則

第 1 条 各地区連盟において、段位審査を実施する場合は、実施期日の 21 日前に、期日、場所及び受信者の概数を明示して要請する。（会則第 39 条）

第 2 条 **統一審査は、春秋 2 回実施する。ただし、高校生の三段は、高体連の計画により実施する。**この場合、合格者の証書交付の申請は、**在学所住所地又は現住所の地区剣連**を経て行うものとする。（段審第 4 条）

第 3 条 段位審査会の審査方法は下表のとおりとする。

区分 段位	実 技		剣道形		学科
	切り返し	稽 古	太 刀	小太刀	
初 段	○	○	3		○
二 段	○	○	5		○
三 段	○	○	7		○
四 段		○	7	3	○
五 段		○	7	3	○
備 考	① ○印は実施することを示す。 ② 形の数字は本数を示す。 ③ 四・五段の審査は <b>県主催の講習会・研修会の参加状況を勘案する。</b>				

※ **H20.12.5 全剣連より…三段以下の審査は安全への配慮、体力差を考慮し男女別の審査が望ましい。但し、四・五段審査は、六段への前段階として男女合同審査で行うべきである。**

・ 事故に対する対処法を明確にすること。（県剣連へ連絡）